



最高裁秘書第4053号

平成29年1月6日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成28年10月6日付け（同月7日受付，最高裁秘書第3194号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

平成28年6月16日付で，すべての裁判官の生年月日を開示すべきと判断するに至った経緯が分かる文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は，作成又は取得していない。